

様式第21号（第27条の2 関係）

競争入札に係る情報の公表（工事）

独立行政法人労働者健康安全機構

施設名 香川産業保健総合支援センター

施設の所在地	高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4階
--------	------------------------

契約担当役氏名 田淵 和子

[illegible]

施設名 香川産業保健総合支援センター

施設の所在地	高松市古新町2-3	三井住友海上高松ビル4階
--------	-----------	--------------

契約担当役氏名 田淵 和子

[illegible]

様式第23号（第27条の2関係）

競争入札に係る情報の公表（物品、役務等）

独立行政法人労働者健康安全機構

施設名

香川産業保健総合支援センター

施設の所在地

高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4階

契約担当役氏名

田淵 和子

[illegible]

様式第24号（第27条の2 関係）

随意契約に係る情報の公表（物品、役務等）

	独立行政法人労働者健康安全機構
施設名	香川産業保健総合支援センター
施設の所在地	高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4階
契約担当役氏名	田淵 和子

物品等若しくは役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所	随意契約によることとした根拠 となる会計細則の条項及び理由 （企画競争又は公募の実施）	予定価格 （税込、円）	契約金額 （税込、円）	落札率	再就職の 役員の数	備 考
香川産業保健総合支援センター 事務所賃貸借契約	平成30年4月1日	三井住友海上火災保険(株) 東京都中央区新川一丁目16番3号	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、三井住友海上火災保険株式会社以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	6,698,628	6,698,628	100%	—	
徳島産業保健総合支援センター 事務所賃貸借契約	平成30年4月1日	(一社)徳島県医師会 徳島県徳島市幸町三丁目61番地	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、一般社団法人徳島県医師会以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	4,212,000	4,212,000	100%	—	
愛媛産業保健総合支援センター 事務所賃貸借契約	平成30年4月1日	ダイキ不動産情報(株) 愛媛県松山市竹原三丁目640-1	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、ダイキ不動産情報株式会社以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	2,956,776	2,956,776	100%	—	
宇和島地域産業保健センター 事務所賃貸借契約	平成30年4月1日	(名)酒井商店 愛媛県宇和島市鶴市町7-5	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、合名会社酒井商店以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	900,720	900,720	100%	—	
高知産業保健総合支援センター 事務所賃貸借契約	平成30年4月1日	富国生命保険(相) 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、富国生命保険相互会社以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	3,192,420	3,192,420	100%	—	
高知地域産業保健センター 事務所賃貸借契約	平成30年4月1日	(一社)高知市医師会 高知県高知市丸の内一丁目7番45号	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、一般社団法人高知市医師会以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	960,000	960,000	100%	—	

随意契約に係る情報の公表（物品、役務等）

施設名	独立行政法人労働者健康安全機構 香川産業保健総合支援センター
施設の所在地	高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4階
契約担当役氏名	田淵 和子

物品等若しくは役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所	随意契約によることとした根拠 となる会計細則の条項及び理由 （企画競争又は公募の実施）	予定価格 （税込、円）	契約金額 （税込、円）	落札率	再就職の 役員の数	備 考
須崎地域産業保健センター 事務所賃貸借契約	平成30年4月1日	（一社）高岡郡医師会 高知県須崎市東糺町5-10	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、一般社団法人高岡郡医師会以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	885,600	885,600	100%	—	
中村地域産業保健センター 事務所賃貸借契約	平成30年4月1日	（一社）幡多医師会 高知県四万十市右山字明治383-8	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、一般社団法人幡多医師会以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	1,172,400	1,172,400	100%	—	